

社労業務の
係より

「あきれても
のと言えない
…怒りを国民

はどこへぶつければいいのか」(6/28朝日社説)とマスコミで厳しく報じられている新たな年金

記録の管理問題
が出てきました。
昨年からの「宙に

浮いた5千万件」とは別の厚生年金の記録問題です。社保庁のコンピュータのデータと元の紙台帳を照合したら、「標準報酬月額」と「加入期間」等の入力ミスが、推計560万件ある、という

「取引先に出す書類に
会社の謄本がいるが、必
要な事業目的の記載が抜けてい
た…今日中に何とかならん
だろうか」(A社)「早急に会社を設立
したいが3日以内に手続きが終わ
ろうか…」(B社)

といった相談が
続きました。総会
議事録や会社の設立書類等は、本
来行政書士の仕事ですが、会社の
謄本や代表取締役の印鑑証明等
を交付するのは法務局である為
審査に一発で通る正確な書類を
迅速に作る事が求められます。

厚年新たな過去の給与どう?
入力ミス…過去の確認!

のです。偽装脱退等で空洞化が心配
されている厚年ですが、真面目に加入し保険料を払っていた人達を、あざ笑うかのような社保庁の不始末。今回深刻な事は、「標準報酬月額」=給与額がどこまで正確に分かるか

という問題です。
「ねんきん特別便」
にも記載されてい

ません。しかも社保庁は今回の照合は一部のサンプルのみで、後は申し出がある人についてだけ調査するとの事。当事務所では社保事務所で

の確認調査代行サービスについて方策を今検討中です。



A社の場合は朝一番の電話依頼で、議事録等の準備

が出来たのは昼前、社長自らが法務局へ掛け合い、その日の夕方には謄本を取得し取引先への提出に間に合いました。B社はネットで調べた会社

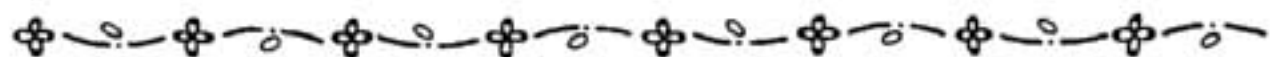
会社設立etc「安く早い」依頼者
費用と日数 安くて早い は満足

設立の費用と所要期間より当事務所の方が安くて早

い…との事で依頼されてきました。資本金の確認が出来る銀行通帳のレシート等は、FAXやEメールを活用しご希望通りの期間内

で手続きを終わらせました。

会社法人の
係より



経審基準の改正による再審査は、7/29まで。決算期が6・7・8・9月の方は要注意です!